平成２１年（フ）第１２８号
島根県江津市都野津町2307番地32
債務者　金子　泰好
1　決定年月日時　平成22年２月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月19日午後１時10分
松江地方裁判所浜田支部

平成２１年（フ）第１３１号
島根県浜田市原井町1019番地７
債務者　山崎　奈巳
1　決定年月日時　平成22年２月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月19日午後１時10分
松江地方裁判所浜田支部

平成２２年（フ）第２号
島根県邑智郡美郷町上野73番地２
債務者　木村　幸男
1　決定年月日時　平成22年２月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月19日午後１時10分
松江地方裁判所浜田支部

平成２１年（フ）第４５９号
広島県福山市沼隈町大字上山南713番地83
大池団地３号館201
債務者　中野　普丈
1　決定年月日時　平成22年２月３日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第４６６号
広島県府中市高木町773番地２
債務者　沖田五十三
1　決定年月日時　平成22年２月３日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第１号
広島県福山市南手城町４丁目10番３―306号
岩瀬ビル
債務者　金村和夫こと　金　　和夫
1　決定年月日時　平成22年２月３日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午後３時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第６号
広島県福山市今津町２丁目３番28―108号
メゾンソレイユ
債務者　岩上　将大
1　決定年月日時　平成22年２月３日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第９号
広島県福山市東町１丁目４番８号　コーポライフ東町202、旧住所広島県福山市加茂町字中野1049番地17
債務者　新　　雅則
1　決定年月日時　平成22年２月３日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第６５号
東京都武蔵野市吉祥寺北町５丁目４番11号手塚荘
債務者　榊原　理恵
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月21日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第３８０号
長崎県佐世保市黒髪町18番45号
債務者　東浜　弘美（旧姓毛利）
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

破産手続廃止

平成２１年（フ）第４０７号
千葉県四街道市四街道２丁目26番38号
破産者　有限会社創造社
1　決定年月日　平成22年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第４０８号
千葉県山武郡大網白里町南今泉4806番地２、開始決定時の住所千葉市稲毛区園生町1411番地３　サニークレスト稲毛511号
破産者　綾部　精一
1　決定年月日　平成22年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成１８年（フ）第３２７号
長崎県佐世保市下京町11番２号
破産者　株式会社きものと帯のくろかわ
1　決定年月日　平成22年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成１８年（フ）第３２８号
長崎県佐世保市下京町11番２号、旧住所長崎県佐世保市赤崎町1460番地２
破産者　黒川　敏行
1　決定年月日　平成22年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第１２０９号
千葉市美浜区幸町２丁目13番８棟202号
破産者　吉野　浩之
1　決定年月日　平成22年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第３２０号
埼玉県比企郡小川町下里1006、商業登記簿上の本店所在地埼玉県比企郡小川町大字上古寺510番地１
破産者　株式会社ジェニシス
1　決定年月日　平成22年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第１１７４号
千葉市美浜区高洲２丁目８番９棟1123号
破産者　岡田　和也
1　決定年月日　平成22年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係